

域に仕向けられる产品に対し、当該国際協定に従つて当該第三国を原産地とし又は当該第三国の領域に仕向けられる同種の产品に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう好意的に考慮する。

第三章 原産地規則

第二十二条 第二章における用語

この章の規定の適用上、

- (a) 「材料」とは、物理的に他の产品に組み込まれ又は他の产品的生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び产品をいう。
- (b) 「非原産材料」とは、产品の生産に使用される材料であつて、その原産国がこの章の規定により、当該材料を当該产品の生産に使用している国と異なる国とされるものをいう。
- (c) 「生産」とは、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、收集、狩猟及び捕獲その他それにより产品が得られる方法をいう。

第二十三条 原產品

1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された产品は、当該締約国の原產品として扱

う。次に掲げる產品は、締約国において完全に得られ又は生産された產品とする。

- (a) 生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの
- (b) 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物
- (c) 当該締約国の領域において生きている動物から得られた產品
- (d) 当該締約国の領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質 (a)から(d)までに規定するものを除く。)
- (f) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする船舶により海から得られた水産物その他の產品
- (g) 当該締約国の領海外において、当該締約国を旗国とする工船上において得られ又は生産された產品
((f)に規定する產品から生産された產品に限る。)
- (h) 海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた產品
- (i) 当該締約国の領域において収集された產品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことがで

きず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料

(l) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ又は生産された產品

2 「」の協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた產品は、当該締約国の原產品として扱う。

附屬書Ⅱ Aに定める品目別規則を満たす產品は、締約国において十分な変更が加えられた產品とする。

3 関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。

4 (a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。

(i) (b)及び次条の規定に従つて決定される產品の原産資格割合が当該產品について附屬書Ⅱ Aに定める

品目別規則に定める割合以上であること。

(ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいづれかの締約国である」と。

(b) (a)に規定する產品の原產資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$$

」の場合において、

「 QVC 」とは、百分率で表示される產品の原產資格割合をいう。

「 FOB 」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

「 NQM 」とは、產品の生産に当たつて生産者により使用されたすべての材料の非原產資格価額であつて、(c)の規定に従つて計算されるものとする。

(c) (b)に規定する材料の非原產資格価額は、次の計算式により算定する。

$$NQM = TVM - QVM$$

」の場合において、

「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。

「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。

5 4(c)の規定の適用上、

(a) 各材料の原産資格価額は、

(i) 当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。

(ii) 当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。

(b) (a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。

(i) 一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の六十ペーセント以上であること。

(ii) 生産又は作業が最後に行われた国がいざれかの締約国である」と。

6 締約国において産品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定に従つて決定されるものとし、かつ、CIF価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができ

できない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

7 產品の生産に使用される材料であつて附屬書II Aに品目別規則の定めがないものについては、次のとおりとする。

- (a) 当該材料が、当該產品について附屬書II Aに定める品目別規則であつて関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工業を要件とするものを満たす場合にあつては、これを非原産材料とはみなさない。
- (b) 当該材料が、当該產品について附屬書II Aに定める品目別規則であつて付加価値基準を用いるものを満たす場合にあつては、これを原産資格を有する材料とみなす。

第二十四条 累積

1 いざれの一方の締約国も、他方の締約国から輸入される產品が他方の締約国の原產品であるかどうかを決定するに当たり、当該產品についての生産がいざれかの又は双方の締約国の領域において行われた場合には、当該一方の締約国における生産を当該他方の締約国の領域において行われた生産とみなすものとする。

2 締約国において一又は二以上の生産者が異なる段階において生産を行う場合であつても、これらはすべて

て当該締約国における生産とする。

第一十五条 僅少の非原産材料

附屬書II Aの品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附屬書II Aに定める特定の割合（产品的価額、重量又は容積について各類ごとに定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該產品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。

第一十六条 十分な変更とはみなされない作業

1 次の作業は、第二十三条2に規定する十分な変更とはみなさない。

- (a) 輸送又は保存の間に产品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分け
- (c) 产品又はその包装にマーク、ラベルその他これらに類する識別表示を付すこと。
- (d) 組み立てられたものを分解すること。
- (e) 瓶、ケース及び箱に詰める」とその他の単なる包装作業

(f) 単なる切断

(g) 単なる混合

(h) 完成品にするための単なる部品の組立て

(i) 物品を単にセットにすること。

(j) (a)から(i)までの作業のうち「以上の作業の組合せ

2 締約国は、產品の原產資格割合を計算するに当たつて、1に規定する作業による価値を除外してはならない。

3 いづれかの締約国の領域外において1に規定する十分な変更に当たらない作業が行われたことのみを理由として、產品がその原產品としての資格を失うことはない。

第二十七条 積送基準

一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される原產品であつて、次のいづれかの条件を満たしたもののは、積送基準を満たした原產品とする。

(a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合にあっては、当該領域において積卸し及び產品を良好な状態に保存する作業以外の作業が行われていないこと。

第二十八条 組み立ててないか又は分解してある產品

統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品は、組み立ててないか又は分解してある状態でいずれかの締約国の領域に輸入される場合であつても、第二十三条规定から第二十六条规定までに規定する要件を満たす場合には、これを他方の締約国の原産品とする。

第二十九条 関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。

- (a) 課税価額の総額が二十万円又はこれに相当する額を超えない価額の產品の輸入
- (b) 輸入締約国が原産地証明を免除した產品の輸入

3 他方の締約国の原産品が一又は二以上の第二国 の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第十四条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対し、通し船荷証券の写し又は当該第二国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他的情報であつて、当該領域において積卸し及び產品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを證明するものの提出を要求することができる。

第二十条 関税上の特恵待遇の拒否

輸入締約国は、自國の領域内の輸入者がいずれかの產品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該產品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入者がこの章の規定に従わないときには、当該產品に關税上の特恵待遇を与えない」ととすることができる。

第二十一条 原産地証明

1 第二十九条1に規定する原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によつて行われたものでなければならぬ。

2 1の原産地証明には、附屬書II Bに定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

3 1の原産地証明は、証明の日付の日から十二箇月間有効なものとする。

第三十二条 事前教示

1 輸入締約国は、他方の締約国の產品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該產品が当該他方の締約国の原產品に当たるかどうかについて、国内法令に従い、かつ、当該產品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後三十日以内に、教示を行うよう努めるものとする。

2 輸入締約国は、自國の領域への產品の輸入について行つた1の教示を、当該教示の日付の日から三年間尊重する。

3 輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行つた教示を修正し又は撤回することができる。

- (a) 当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであった場合
- (b) 当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合
- (c) この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合

第三十二条 原産地証明の確認のための援助

輸入締約国は、產品の輸入から二年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであつたか又は正確なものであつたかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。

第三十四条 原産地規則に関する合同委員会

この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする原産地規則に関する合同委員会を設置する。

- (a) この章の規定の効果的な実施を確保するために定期的に協議を行うこと。
- (b) 生産工程の進歩その他の進展（統一システムについて勧告された改正を含む。）を考慮して、この章の規定（附屬書II-Aを含む。）の改正について討議すること。
- (c) (b)に規定する改正について総括委員会に勧告すること。
- (d) 原産地規則に関する事項を討議すること。

第四章 税関手続